

許可工作物技術審査の手引き ～チェックリスト～

平成23年5月

全国河川管理課長会議

第 5 章

水 路

5-1 審査チェックリスト

樋門等に接続されている水路の場合で主たる工作物に記載されている項目は記載する必要はない。

1) 工作物の概要 水路の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工作物名称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予定工期	平成	年	月	日
規模	幅	深	さ	延
	m	m		長
				m

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

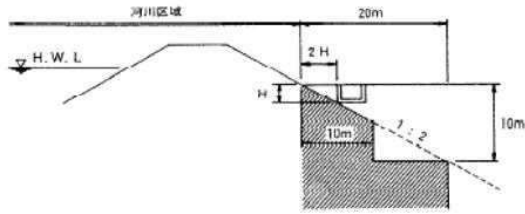
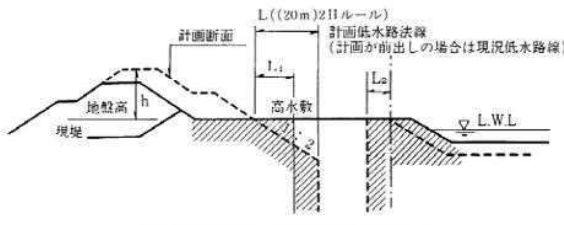
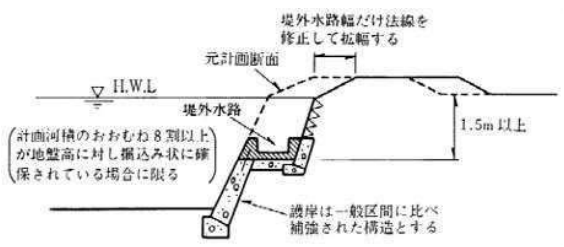
河川名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地名						

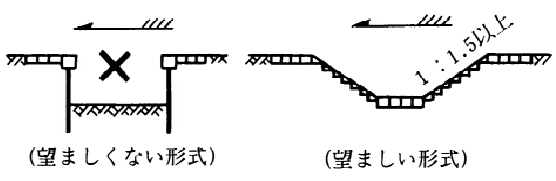
3) 設置河川の概要 水路施設地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	高潮区間、背水区間、普通区間、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現況堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現況高水敷高	
	m	m	m	m	
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

3-2

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
<p>1. 位置 (基準第三・基準第四) (基準第十一①) (基準第十一②) (基準第十一③) (基準第十一④) (2Hルール)</p>	<p>(1) 位置決定の主な理由。 (2) 堤防に設置されていないか。 (3) 堤外地に縦断的に設置されていないか。 (4) 堤外地に横断的に設置する水路の方向は洪水時の流水の方向に対し、直角になっているか。 (5) 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置。(掘り込み河道を除く) イ) 堤脚から20m以上(深さ10m以内の工作物の場合は10m以上)離れているか。 ロ) 上記以外の場合、堤脚から2割勾配の線より外側になっているか。</p> 		
<p>2. 位置の特例 (基準第十一②解説)</p>	<p>(1) やむを得ず堤外水路を河川の縦断方向に設置する場合下图の斜線内に設計していないか。</p>  <p>(※引堤の場合は、現況法よりLをとる。)</p>		
<p>3. 護岸等 (基準第十一②解説) (基準第十一②解説) (基準第十一②解説) (基準第十一②解説) (基準第三・四)</p>	<p>(1) 堤外水路 縦断方向水路 イ) 河岸又は堤防の保全に支障を与えない構造となっているか。 ロ) 流水に著しい影響を及ぼさない構造となっているか。 ハ) 法面に護岸が設けられているか。 ニ) 高水敷に設置する場合は、管理に必要な距離をとっているか。 ホ) 高水敷保護は設けられているか。又、河川特性にあった幅を確保しているか。 ヘ) 河川環境に配慮した護岸となっているか。</p> 		

項目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(基準第十一③解説) (基準第十一③解説) (河川設計3.2.7.7)(4) (基準第三・四) (基準第十一③解説)	(2) 横断方向水路(開水路) イ) 水路の法勾配は極力緩くなっているか。 ロ) 水路天端高は現況高水敷高及び河川整備基本方針の計画断面より高くなっていないか。 ハ) 水路の周囲には高水敷保護工が設けられているか。 ニ) 河川環境に配慮した護岸となっているか。 		
4. 施設管理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		

(仮称) 神戸市西部学校給食センター

